

# 国際交流センター規程

## (目 的)

第1条 この規程は、昭和大学（以下「本学」という。）の国際交流に関する事業の整備・発展及び推進を図ることを目的とする。

## (設 置)

第2条 前条の目的達成のため、本学に国際交流センター（以下「センター」という。）を置く。

## (組 織)

第3条 センターに、国際交流センター長（以下「センター長」という。）を置く。

2 センター長は学長直属とし専任の教授から選ばれる。ただし、理事会が特に認めた場合はこの限りではない。

3 学長は、センター長候補者を理事長に推薦する。

4 理事長は、理事会の承認を得てセンター長を任命する。

5 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。

6 センター長は学長の命を受け、センターの業務を掌理する。

7 センター長が欠けたときは、速やかに後任者を選任しなければならない。ただし、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

## (業 務)

第4条 センターは、次の業務を行う。

- (1) 国際交流に係る事業計画に関すること
- (2) 学生の海外留学・実習・研修等に関すること
- (3) 職員の海外留学、海外出張及び海外研修に関すること
- (4) 海外の教育・研究・医療機関等との各種協定の計画及び実施に関すること
- (5) 外国人の招聘及び視察・研修等に関すること
- (6) 国際医療協力に関すること
- (7) 外国人宿舍の運用及び奨学金に関すること
- (8) その他国際交流事業に関すること

第5条 センターに国際交流センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）、留学生委員会、学生海外実習・研修推進委員会、及び大学院生海外研究推進委員会を置く。

## (運営委員会)

第6条 運営委員会は、センターの管理運営に関して業務を行う。

2 運営委員会は、次の委員をもって構成する。

- (1) センター長
- (2) 理事会から選出された理事 1名
- (3) 各学部長、各研究科長及び富士吉田教育部長
- (4) 医学部教授会から選出された教授 2名
- (5) 歯・薬・保健医療学部教授会から選出された教授 各1名

(6) 富士吉田教育部教授会から選出された教授 1名

(7) 総務部長

(8) 学事部長

(9) 財務部長

3 運営委員会の委員長は、センター長とする。

4 運営委員会は、必要に応じて本条第2項に掲げる委員以外の者を出席させ、意見を聞くことができる。

(運営委員の任期)

第7条 前条第2項第1号、第2号及び第4号から第6号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 前項の委員における任期満了によらない場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第8条 運営委員会は委員長が招集し、その議長となる。

2 運営委員長に事故あるときは、学長が委員長代行を指名する。

3 運営委員会は、委員の過半数の出席をもって成立するものとする。

4 運営委員会は、必要に応じて小委員会を設けることができる。

(留学生委員会)

第9条 留学生委員会の構成及び業務については「学部留学生及び大学院留学生に関する規程」に定める。

(学生海外実習・研修推進委員会)

第10条 学生海外実習・研修推進委員会の構成及び業務については「学生海外実習・研修補助規程」に定める。

(大学院生海外研究推進委員会)

第11条 大学院生海外研究推進委員会の構成及び業務については「大学院生海外渡航補助規程」に定める。

(事業計画・予算)

第12条 本センター業務遂行のための事業計画案・予算案の作成については、運営委員会において検討し、学長及び理事会の承認を要するものとする。

(所管)

第13条 センターに関する事務は、学事部学事課国際交流係が所管する。

2 学事部学事課国際交流係の分掌については、別に定める。

## 附 則

1. この規程は、平成3年4月1日から施行する。

2. この改正規程は、平成30年10月1日から施行する。

3. この規程の改廃は運営委員会、各教授会及び各研究科教授会の審議を経て理事会の承認を要するものとする。